

(株) 西武不動産プロパティマネジメント
御宿台営業所 御中

宅地所有者変更届

「御宿台利用管理規則」のすべての条項を承諾のうえ、下記のとおり宅地所有者の変更を届け出ます。

記

(申請者)

新所有者	住 所	〒		
	氏 名	印	電話番号	— —
旧所有者	住 所	〒		
	氏 名	印	電話番号	— —

(内容)

区 画 番 号	—	変 更 の 理 由	売買等による譲渡、名義変更、その他 ()	
変 更 年 月 日	年 月 日 (新所有者が引渡しを受けた日)			
建 築 予 定	1 年以内	1 ～ 5 年以内	5 年以降	未定
備 考				

(注意事項)

1、添付書類は、①共用施設利用保証金預り証、②旧利用者の印鑑証明書 (写しでも可)、③特別管理預託金預り証または特別管理充当金預り証明書です。

2、「御宿台利用管理規則」「同細則集」のとりきめに従い維持管理費 (宅地所有者) を支払うことを旧所有者は新所有者に承継し、新所有者はこれを承諾しました。

以上

関連部署	御宿台営業所

様

宅地所有者変更届受理書

千葉県夷隅郡御宿町御宿台 101-1
(株) 西武不動産プロパティマネジメント
御宿台営業所
TEL 0470-68-6335 FAX 0470-68-6225

下記のとおり宅地所有者の変更届を受理しました。

記

(申請者)

新所有者	住 所	〒		
	氏 名	〒	電話番号	— —
旧所有者	住 所	〒		
	氏 名	〒	電話番号	— —

(内容)

区 画 番 号	—	変 更 の 理 由	売買等による譲渡、名義変更、その他（ ）		
変 更 年 月 日	年 月 日（新所有者が引渡しを受けた日）				
建 築 予 定	1 年以内	1 ～ 5 年以内	5 年以降	未定	
備 考					

(注意事項)

- 1、維持管理費（宅地所有者）は、徴収することとなった時から 10 年間は、共用施設利用保証金から毎年 1 回、3 月末日に後払いで差し引き徴収させていただきます。（月額 1,650 円消費税を含む）
- 2、それ以降は、集金代行依頼書に記載の口座から引落としさせていただきます。

以上